



神奈川県

KANAGAWA

オフィス・工場・店舗等を管理する皆様

廃棄しようとするその製品、フロンが残っていませんか？



業務用のエアコン、冷蔵・冷凍機器※のフロン回収は、所有者の責任です。

※二酸化炭素、アンモニアなど、フロン類以外の冷媒を使用している機器は、対象外です。

フロン類を回収していない機器の廃棄は、**刑事罰**の対象です。

対象となる機器の例

- ▶ビル用マルチエアコン
 - ▶店舗用エアコン
 - ▶冷蔵冷凍用ショーケース
 - ▶製氷機、冷水機(ウォーターサーバー)
 - ▶スポットエアコン
 - ▶恒温槽、水温調節装置
- など



特に、小型の機器は、見落とししやすいので、御注意ください!

対象となる機器を廃棄するには

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。

・書面による依頼が必要です(回収依頼書/委託確認書の交付・写しの保存)。

・原則、設置現場での回収作業を依頼してください(※一体型の小型機器など、移動による漏えいの可能性が低い場合を除く)。

- 機器を廃棄物処分業者や金属スクラップ業者等に引渡す際に、フロン類が回収済みであることを示してください。

・機器の引渡しには第一種フロン充填回収業者から発行される「引取証明書」の写しの交付が必要です。

交付・保存する書面の詳細については、裏面をご覧ください。

対象機器の見分け方

- 2002年4月以降に販売された機器には、第一種特定製品であること、廃棄・整備時にフロン回収が必要なこと、フロン類の種類などの表示があります。
- 表示が不明の機器や2002年4月以前に販売された機器は、機器のメーカーや販売店に問い合わせ確認してください。

(表示例)

フロン排出抑制法		第一種特定製品	
・フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 ・この製品を、廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要となります。			
種類	冷媒番号	数量	地球温暖化係数
HFC	R410A	1.5kg	2,090

2002年4月以降に製造された対象機器には、「**第一種特定製品**」などの表示があります。

交付・保存する書面

※記載事項については、県HPを御覧ください。 ※複写式の伝票も市販されています(「フロン行程管理票」で御検索ください)。

1 フロン類の回収を依頼する場合

(フロン類の回収の依頼と同時に、機器の引取りも依頼する場合を含む)

(1)依頼する時

回収依頼書(取次業者への依頼の場合は、委託確認書)を交付し、写しを3年間保存してください。

(2)回収された後

引取証明書を受け取り、3年間保存してください。

2 故障等によりフロン類が残存していない場合

第一種フロン類充填回収業者にフロン類が残存していないことの確認を依頼のうえ、その旨の「確認証明書」を受け取り、3年間保存してください。

※残存しているか不明の場合は、1により回収依頼を行ってください。

3 機器を廃棄物処分業者・スクラップ業者等に引渡す場合

引取証明書(又は確認証明書)の写しを交付してください(原本は保存してください)。

※フロン類の回収の依頼と併せて、同じ業者に機器の引取りも依頼する場合を除きます。この場合には、上記1同様に依頼し、受け取った引取証明書を保存してください。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。…▶ 神奈川県 フロン

検索



フロン類の回収業者を案内できる団体も紹介しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/index.html>